|  |
| --- |
| 指定基準等チェック表（第５表）（条例第４条第５号に適合する旨を説明する書類） |
| （5） 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き　　これを主たる事務所及びその他の事務所において閲覧させること | ﾁｪｯｸ欄 |
|  |
| ア　条例第４条第５号アに規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）　　イ　条例第４条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第６条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類　　ウ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類　　エ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程　　オ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類　　カ　助成の実績を記載した書類 |
|  |
|  | 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。 | 同　　意 |  |
| する | しない |
| １ | (1) 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）(2) 役員名簿(3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの |
| ２ | (1) 条例第４条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(2) 条例第６条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 |
| ３ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 |
| ４ | 前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程 |
| ５ | 次の事項を記載した書類(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引(4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日(5) 役員等に対する報酬又は給与の状況a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 |
| ６ | 助成金の支給を行った場合に事後に熊本市長に提出した書類の書類の写し |
| （備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。 |

「指定基準等チェック表」（第５表）記載要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 「同意」欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 |  |
| 「５」欄 |  | (3)、（4）の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係ｃ　上記ａ又はｂに掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 |